

## 【国際研修・共同研究】

### 第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要

JICA長期派遣専門家  
弁護士 枝川 充志

#### 第1 はじめに<sup>1</sup>

##### 1 概要

「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」は、ベトナム弁護士連合会（以下、「VBF」という。）を協力相手機関の一つとしている<sup>2</sup>。

例年、VBFに対する本邦研修は日本弁護士連合会（日弁連）の協力を得て実施しており今回が10回目となる。これはVBFが2009年に設立されてからちょうど10年間、本邦研修を継続してきたことを意味する。

今回の研修は、東京と大阪訪問を中心に、2019年1月15日（火）から同月22日（火）まで実施された。構成メンバーは、ド・ンゴック・ティンVBF会長他、各地方弁護士会の会長・副会長等からなる総勢14名であった。

##### 2 目的

対VBF協力の枠組みを定める本プロジェクトのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）では、期待される成果の一つとして「ベトナム弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させること」を規定している。

今回の研修では、この規定を念頭に現地で協力してきた「ベトナム弁護士職務倫理規定」（以下、単に「倫理規定」という。）の改正、及びVBF定款改正、これと関連する組織再編について、これまでの協力を踏まえVBF側の関心事項・質問を整理し、日弁連及び単位弁護士会の取組に学ぶとともに、前記関心事項について協議することを目的に本邦研修が実施された。

#### 第2 研修内容

##### 1 ベトナム弁護士職務倫理規定<sup>3</sup>について

###### (1) はじめに

2009年にVBFが設立された後<sup>4</sup>、最初の倫理規定が2011年に制定され

<sup>1</sup> 本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の見解であり、講師等の当該関係者、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添えます。

<sup>2</sup> 他に、首相府、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院がある。

<sup>3</sup> 原文は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư Việt Nam」であり、直訳すると「ベトナム弁護士職の道徳及び適切対応規定」となる。

<sup>4</sup> VBFの設立経緯及び概要については、拙稿「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」（ICDNEWS第76号）46頁以下参照。

た。制定後、弁護士人口の増加や法的ニーズの増大に比例するかのようにより多様な懲戒相当事例が発生している。VBFはこのような弁護士による問題行為に対応すべく、弁護士の倫理及び職務を効果的に規律する措置を講じるため、倫理規定の修正・補正を必要としていた。

またVBFは、日弁連において弁護士倫理を規律する「弁護士職務基本規程」を参考にしつつ改定ドラフトを作成するとともに、ハノイ・ホーチミンなどでこれまで弁護士による公聴会を開催してきた。

このような経緯の中、改めて日弁連の上記規程について理解を深めるとともに、改定ドラフトで議論されている論点について検討するため、以下のような二つの講義が設定された。

## (2) 日弁連の弁護士職務基本規程（高中正彦弁護士（東京弁護士会<sup>5</sup>））

VBF倫理規定の改正案が第三次ドラフトまで準備されている中、今回の本邦研修の機会に改めて日弁連「弁護士職務基本規程」の内容を講義していただき、併せて質疑応答がなされた。

具体的には、2004年に制定された日弁連「弁護士職務基本規程」について、その制定背景、法的性質、各規定の趣旨・概要・事例、研修概要、解説本の概要、懲戒の動向、今後の課題についての説明がなされた。

注目を集めたのは日弁連の弁護士倫理委員会が作成した「解説 弁護士職務基本規程」（第三版）である。これは前記職務基本規程の解説本として約200頁あり、全会員弁護士に無料で配布されている。

講義中、講師から「倫理研修を実施しつつ同解説本を会員弁護士に配布し、実務で悩んだ際、紐解いてもらうことで倫理規程が守られる」という趣旨の指摘を受け、どのような体制で執筆したのか、どのような内容なのかという点に質問が集中した。

他に、日弁連の「弁護士職務基本規程」にはなぜ「倫理」という言葉が含まれていないのか、日弁連が委任契約書のひな形を作成している点の紹介、法律を守れという規定がないのはなぜか等の質問がなされた。

## (3) VBF倫理規定（谷真人弁護士（東京））

ここでは、VBFから倫理規定の第三次ドラフトについてあらかじめ質問が提出されていたため、これに答える形で講義をしていただき、併せて質疑応答がなされた。

講師からはVBFの第三次ドラフトを分析していただいた上で、倫理規定の構成、依頼者との関係で留意すべきこと、依頼者との関係で弁護士が行ってはいけないこと、弁護士同士の関係等について詳細なコメントをいただいた。

本講義の講師もまた前記解説本の作成に第一版から一貫して関わっておられたことから、作成意義、作成方法、構成、活用方法について説明していただいた。また、

---

<sup>5</sup> 所属弁護士会を指す。以下、「東京」というように簡略化して記載する。

報酬をめぐる懲戒事例にはどのようなものがあるのか、解説本の拘束力等について質問がなされた。

#### (4) 今後

上記倫理規定は、今回の研修を受け更に検討が重ねられ、2019年6月に開催予定の全国弁護士評議会での承認を目指している。その後（あるいは並行して）、従前よりその必要性が指摘されていた解説書（コンメンタール）の作成・普及について、今回講義いただいた解説書作成にかかる日弁連の経験を踏まえ検討していく予定である。

## 2 定款改正・組織再編について

### (1) はじめに

VBFの定款は、弁護士法67条に基づき、設立と同時期の2009年5月に制定された。その後、2015年8月に改訂されている。

VBFの総会に当たる全国弁護士代表大会は5年ごとに開催され、会長・副会長の任期も5年となっている。これにあわせ各地方弁護士会の会長任期も5年となっている。このようにいわゆる執行部の任期が5年と長期にわたることが、成り手不足をもたらす問題となっている。その他、弁護士会費の未納問題を始めとする懲戒事案への対応、社会に生起する各種課題への対応に向けた組織体制の確立、VBFと地方弁護士会の関係、地方弁護士会の運営等が課題・問題として指摘されている。定款の改定案がドラフトされ、本邦研修前の2018年12月にハノイにて開催された弁護士による公聴会においても上記のような問題が改めて指摘された。

このような中、日弁連の執行部体制の概要・運営体制、日弁連と単位弁護士会との関係、単位弁護士会の運営、弁護士の能力向上の方法等について質問が取りまとめられ、これらを踏まえ下記のとおり講義等が実施された。

### (2) 日弁連の概要（出井直樹弁護士（第二東京））

ここでは、VBFからの質問を踏まえ、第一に日弁連の「役員」（会長、副会長、理事、監事）の概要、「機関」（総会、代議員会、理事会、正副会長会、各種委員会）の概要、「会長の選出過程」、「事務局」について、第二に日弁連と各单位会との関係、第三に日弁連と法務省、裁判所との関係、第四に日弁連の活動について講義をしていただいた。

VBFの関心事である日弁連と単位弁護士会の関係について、日弁連が単位弁護士会に指示したり、これに従うという関係にはないことが紹介された。

その上で、日弁連と単位弁護士会の関係は全国の弁護士会の会長が全てメンバーとなっている理事会での意思決定により規律される、単位弁護士会の会長である理事が日弁連執行部の考えや理事会での議論状況を単位弁護士会に伝え、また逆に各会長が単位弁護士会の意見を理事会に反映するという形で意思形成を図っていることが紹介された。

また質問として、日弁連会長の任期が2年、副会長の任期が1年になっているこ

との理由及びその長所短所，主たる財源やその用途等についてのやり取りがなされた。

(3) 日本司法書士会連合会と法務省の関係（加藤政也司法書士）

VBFがベトナム司法省の監督下にあることから，同様の構造にある日本司法書士会連合会から，どのような関係を保っているかについて，VBFの問題意識に基づいて講義をしていただいた。

具体的には，司法書士という職種の概要からはじまり，国の機関が司法書士及び司法書士会を監督する制度はないこと，法務省との関係では，司法書士登録における審査請求，法務省の機関（法務局）が懲戒権限を有していること，会則の認可権限について講義をしていただき，その上で司法書士と弁護士の違いについて質問がなされた。

(4) 単位弁護士会の概要（田邊護弁護士（山梨））

ここでは，主として小規模弁護士会がどのように会を運営し，日弁連との関係を築いているかを紹介することを目的としていた。

具体的には，会の組織構成，執行部の活動状況，日弁連との関係（理事を出すことによる意思疎通），公益活動の重要性，委員会活動が活発になされている点などが紹介された。

また，弁護士会費の概要・内訳，裁判所・検察庁との関係，各委員会の活動内容，弁護士のスキル向上のための取組について質問がなされた。

(5) 単位弁護士会の概要と日弁連との関係（パネルディスカッション）（木村圭二郎弁護士（大阪），幸寺覚弁護士（兵庫），佐々木育子弁護士（奈良））

ここでは，単位弁護士会から，大規模弁護士会として大阪弁護士会，中規模弁護士会として兵庫県弁護士会，小規模弁護士会として奈良弁護士会，それぞれから会長・副会長に就任経験のある講師をお招きし，各弁護士会の概要，運営状況，役職員の業務概要，課題などについてお話いただくことを目的とした。

はじめに，各弁護士会の概要・特徴をお話いただいた後，VBFの組織概要と課題について説明がなされた。

続いてのパネルディスカッションでは，「弁護士会の会長・副会長の任期，その良い点・悪い点（任期1年のメリット・デメリット），選定方法，業務内容，弁護士業との両立」「委員会活動及びその設置の方法，参加動機」「懲戒処分における会長・副会長の関与」「日弁連と単位会の関係及び協力関係」「弁護士会・裁判所・検察庁との関係（第一審強化方策地方協議会（一審協）の概要），その他交流状況」について，説明及び質疑のやり取りがなされた。

任期についてはベトナムでは前述のとおり5年であるが，人民委員会との関係もあり手続上任期1年とするのは非現実的であること，弁護士業との両立を考えると3年が妥当であるとの意見があった。また，いずれの弁護士会でも委員会活動が盛んであることに注目が集まり，その権限や予算，会員弁護士の参加動機について質

問がなされた。

さらに、中央と地方、つまり、日弁連と単位弁護士会の関係については、基本規程の改正がなされればそれには拘束されるが、日弁連のとり政策に反対する弁護士会もあることや、日弁連が単位弁護士会の研修に講師を派遣したり、法律相談の日当を負担していること等の説明があった。

また法曹三者の交流について、前記一審協のみならず、法曹三者が様々なテーマ・課題について主体的に協議の場を設け、交流を深めている旨の説明がなされた。



(写真：大阪弁護士会でのパネルディスカッションの様子)

### (6) 今後

定款の改正については、2020年4月あるいは5月に開催予定の全国弁護士代表大会にて承認する予定となっている。それまで今次研修で得られた知見を踏まえ、引き続き検討を重ねていく予定である。

## 3 問題分析

(1) 今回、VBFが倫理規定や定款の改定を企図しているのは、弁護士及び弁護士会がベトナム社会・市民からの信頼を確固たるものにしたいという目的があるからにほかならない。

そこで、JICAが開発援助プロジェクト形成において導入しているプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）の問題分析の手法を用いて、「弁護士及び弁護士会が、ベトナム社会・市民の確固たる信頼を得てない」という問題を中心問題として設定し、その原因分析を行った。

14名のメンバーを7名ずつに分け、日弁連の講師（村上幸隆弁護士（大阪）、佐藤直史弁護士（第二東京））、JICA国際協力専門員（磯井美葉弁護士（第一東京）、小松健太弁護士（第二東京））の協力を得て参加型ワークショップ形式で実施した。



(写真：問題分析の様子)

(2) 時間の制約のため深い原因分析までは至らなかったものの、①国や政策に起因する問題、②弁護士の問題（弁護士個人、VBF及び各弁護士会）、③社会や市民に関連する問題という内容で整理された。

①については自治の確立が不十分、他訴訟機関との関係で弁護士の弁護活動が妨害を受ける等、②弁護士個人の問題としてはスキルの不足、経験不足、向上心の欠如、倫理意識の欠如等、弁護士会の問題としては、自治の確立が不十分、専従者の不足、他機関との連携の不足等、③については弁護士の役割・意義についての理解不足等が列挙された。

これを受け、②の問題、なかでも弁護士個人の問題を中心にどのような対処方法があり得るか全員参加で議論した。具体的には、大きく（ア）知識・スキルの向上の必要性（法律相談・訴訟スキル、弁護士マニュアル<sup>6</sup>の普及）、（イ）倫理規定の理解・意識の向上、制裁の強化、（ウ）訴訟機関による弁護士業務の妨害を防ぐための法令の整備があげられた。

その上でその方法について、（ア）（イ）を中心に、経験ある弁護士からの経験の共有を図る、能力・スキルが低い弁護士をターゲットにした研修、VBFによる研修プログラムへの提案及び地方弁護士会での実施（単位弁護士会における担当者・研修委員の選定、単位弁護士会の代表者が研修を受けその代表者が広げる、いくつかの単位弁護士会が合同で研修を行う等。）、e-learning教材の作成とウェブ掲載等があげられた。

(3) 上記内容のうち、VBFと協議の上、実施可能なものについては2019年度内に取り上げ必要な協力を行っていききたい。その上で2019年度本邦研修においてその進捗について報告ができればと考えている。

<sup>6</sup> 弁護士マニュアルは、本プロジェクトもその作成に関与しており、1巻「弁護士及び弁護士業」、2巻「刑事、行政、民事訴訟における弁護士職のスキル」、3巻「投資、経済、商業の領域における相談の弁護士職のスキル」の3巻構成となっている。

#### 4 刑事裁判傍聴（大阪地裁）

現在、本プロジェクトでは2015年改正刑事訴訟法の施行（2018年1月1日施行）を受け、刑事裁判手続改善のための法曹三者による共同活動を行っている。この中でVBFは既にベトナム刑事訴訟法上の問題点（法定されているが、その運用に問題があるもの等）の取りまとめを行っている。これを共同活動の中で優先順位付けをし改善させていくことが課題となっている。

刑事裁判傍聴はほぼ毎年行っているものの、今回の傍聴は上記観点から実施された。そのため、担当裁判官の熱心なご説明とあいまって、参加者からは、証拠の採否の手続、裁判員裁判での評議方法、裁判官と検察官、裁判官と弁護士、それぞれの関係について、予定時間いっぱいの中で熱心な質問がなされた。

#### 5 表敬等

研修期間中、日弁連（会長）、東京弁護士会（会長）、大阪弁護士会（副会長）、JICA（理事）にそれぞれ表敬訪問がなされた。

### 第3 最後に

- 1 今回、VBF側から事前に質問事項を提出してもらい、これを基に委託先である日弁連の国際交流委員会ベトナムプロジェクトチーム（以下、「ベトナムPT」）が中心となって研修プログラムが形成された。

上記のとおりVBF側が検討している論点に応える内容となり、倫理規定の改正、定款の改正及び組織再編の検討に直結するものになった。のみならず倫理規定に至っては、日弁連の解説本を参考にベトナムにおける解説本（コンメンタール）の作成も検討されているところである。

また、問題分析を行うことで、参加したベトナム弁護士からも多様な視点から原因分析が行えたとの評価を得た。この手法自体を活用してほしいというのも主催者側の狙いであり、手法自体についても好意的な評価が得られた。

今後、今回の研修で得られた知見等を、既述のとおり本プロジェクト期間内の協力活動に活かしていきたいと考える。

- 2 なお本研修は、実施の半年前頃から、日程及びプログラムの内容について調整を始めた。まずはVBFから冒頭に述べたPDMを踏まえ大まかなテーマ・目的を設定していただき、その上で、ベトナムPT内でその趣旨や内容について議論を重ねた。その後、研修実施2～3か月前の段階で、ベトナムPT側の準備及び各講師への依頼の便宜のため、VBF側より日弁連に対し、倫理規定及び定款・組織再編に関し、対日弁連向けのみならず、VBF自身が抱える論点・疑問点それぞれについて詳細な質問事項を提出していただいた。

その際、質問事項だけではその趣旨が判然としないものがあった。そのため、当職が聞き取りを重ね、日本側が答えられるもの答えられないものを想定し、準備を進めていった。VBF側も本邦研修の手法に慣れていたため、これら準備に迅速に対応し

ていただいたという背景がある。

- 3 最後に改めて、今回の研修が充実したものとなったのはご協力・ご尽力いただいた講師の先生方，訪問先の皆様，研修監理員の皆様，日弁連のプロジェクトチームの皆様，JICA関係者の皆様のお陰である。この場をお借りして深く御礼申し上げます。引き続きご支援いただければ幸いです。